

補助金情報

融資制度の種類 (令和3.4.1現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	会社・個人 1,500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.9%以下 (1.5%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	所定の 信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の料率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同 組合等 1,800万円			
設備資金	会社・個人 500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.8%以下 (1.4%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	※所定の料率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同 組合等 2,800万円			
設備資金	会社・個人 2,500万円	10年以内 (内据置1年以内)	年2.1%以下 (1.7%以下)	※所定の料率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同 組合等 2,800万円			

※融資利率の()内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用。

- 料金をや申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 - 申請日時・期間
 - 申請方法
 - 申請先
 - 申請場所
 - 対象
 - 内容
 - 定員
 - 料金
 - フォックス
 - 持ち物
 - 電子メール
 - ホームページ
- 申請 商工課 (☎0848-38-9182)
- 市内の金融機関
尾道商工会議所 (☎0848-22-2165)
因島商工会議所 (☎0845-22-2211)
尾道しまなみ商工会 (☎0848-44-3005)
尾道しまなみ商工会御調支所 (☎0848-76-0282)
尾道しまなみ商工会瀬戸田支所 (☎0845-27-2008)

創業等支援

移住・開業を応援 賃借建物の改修経費助成

広島県外から尾道市へ移住して一年未満の事業者が、市内で新たに開業するために賃借する建物の改修経費を助成します。

さらに、事業者が39歳以下の場合、応援給付金を交付します。

詳しい要件、補助内容は市HPでご確認ください。

■ 申請 商工課 (☎0848-38-9182)

尾道市創業支援補助金

市内で新たに創業するための初期投資の一部を助成します。

■ 市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者で、次の条件を満たす人

- ・ 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を有する人
- ・ 創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

※本人か親族所有の建物で新たに創業する場合は除く。

■ 補助金額 事業所開設の整備(建物の改修・修繕)に要する経費の2分の1(上限50万円)

■ 令和4年1月31日(月) ※予算がなくなり次第終了。

■ 申請 商工課 (☎0848-38-9182)

創業資金利子補給金交付制度

創業に係る支払利子相当額を2年間補助します。(年間上限30万円、1事業者1回限り)

- 市内に事業所を有している事業者で、次の条件を満たす人
 - ・ (株)日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者か、創業後1年以内に融資を受けた事業者
 - ・ 納税成績の良好な事業者

■ 適用期間 令和7年3月31日までの融資実行分

■ ※融資実行日から60日以内に申請。

■ ※詳しくは市HPをご覧ください。

■ 申請 商工課 (☎0848-38-9182)

因島土生町商店街 空き店舗等の活用支援

因島土生町商店街にある空き店舗・空き家を活用して新たに店開業する経費のうち、店舗部分の施設改修、備品購入の一部を助成します。

- 個人事業主・中小企業者・NPO法人で、令和4年3月31日(休)までに開業できる人

- 補助対象経費の2分の1(上限250万円)

■ 募集数 2者

■ ※交付要件等、詳しくは市HP掲載の募集要項をご覧ください。

■ 申請 4月15日(木)から6月15日(火)まで

■ 申請 因島総合支所しまおこし課 (☎0845-26-6212)

その他

オフィス移転等促進奨励金

市内に本社機能を移転・分散する事業者に対し、建物改修費用等の一部を助成します。

- ① 県外から市内に本社機能を移転・分散する情報サービス事業等を営む法人で、市内に居住する従業員等が2人以上のもの(うち1人以上が県外からの移住者)
- ② 市内の空き物件を改修し、情報サービス事業所のシェアオフィス等として開設する法人で、整備するシェアオフィス等に情報サービス事業等を営む法人が1社以上入居するもの

■ 補助内容

■ 【建物の改修あり】 オフィス等の改修費用の2分の1

■ 【建物の改修なし】 オフィス賃料と通信回線使用料に係る費用の2分の1

■ 補助限度額 250万円(千円未満の端数は切捨て)

■ ※予算がなくなり次第、終了予定。

■ 申請 商工課 (☎0848-38-9182)

くらしの窓

市からのお知らせ

4月25日(日)は参議院広島県選出議員再選挙の投票日です

国の政治に携わる人を選ぶ大切な選挙です。皆さん、揃って投票しましょう。

※詳しくは、市HP、選挙特集チラシをご覧ください。



■ 尾道市選挙管理委員会 (☎0848-38-9258)

戸別受信機を配送します

6月から戸別受信機での防災無線の放送を開始します。申込みのあった世帯・事業所には、6月中旬までに、ゆうパックで配送します。



防災無線の放送内容は、5月下旬ごろ開設するスマートフォン用防災アプリでも配信予定です。

※負担金が必要な場合は、配達時に代金引換します。

※戸別受信機の申込みは随時受け付けていますが、貸与時期は放送開始以降になります。詳しくは、市HPをご覧ください。

△ご注意ください

現在の御調町、因島、瀬戸田町の防災放送は、戸別受信機での防災無線放送開始時に放送を終了します。

■ 申請 総務課 (☎0848-38-9216)

固定資産税・都市計画税 納税通知書の発送と納期限

令和3年度固定資産税・都市計画税の納税通知書と課税明細書を、5月中旬に発送します。

家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更、土地の利用状況(地目・用途など)の変更や、転居、その他異動がありましたら、同封のはがきでお知らせください。

■ 納期限	
第1期	5月31日(月)
第2期	8月2日(月)
第3期	9月30日(木)
第4期	12月27日(月)

■ 資産税課 (☎0848-38-9162・0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

市役所の組織が変わりました

(変更があった課係名のみを記載)

■ 火災予防業務の体制を強化します

課名・係名	
変更前	変更後
《消防局》	《消防局》
予防課 予防係 危険物係 査察指導係	予防課 予防係(※査察指導係と統合) 危険物係

■ 火災防御体制と救急救命体制の充実強化を図ります

課名・係名	
変更前	変更後
《因島消防署》	《因島消防署》
警防第一係 消防隊 第一救急隊 第二救急隊	警防第一係 消防隊 救急隊 消防隊兼救急隊
警防第二係 消防隊 第一救急隊 第二救急隊	警防第二係 消防隊 救急隊 消防隊兼救急隊

■ 職員課 (☎0848-38-9461)